

運行管理者資格者証の再交付・訂正交付申請の書類と手続き

1. 申請方法の選択

- イ 再交付申請（亡失等によるもの（氏名変更を伴わない場合））
- ロ 再交付申請（亡失等によるもの（氏名変更を伴う場合））
- ハ 再交付申請（亡失を伴わず氏名変更により再度交付を申請するもの）
 - ・・・ 現在お持ちの運行管理者資格者証との差し替えとなります。
- ニ 訂正交付申請（氏名変更により訂正のみを申請するもの）
 - ・・・ 現在お持ちの運行管理者資格者証本紙の氏名を二重線で訂正した後、変更後の氏名を追記して交付します。（訂正交付の申請手数料は無料です。）

※申請、交付とも郵送でも可能です。

2. 申請に必要な書類（申請方法で選択したイ～ニに該当する書類を下記でチェックして準備）

- イ ロ ハ ニ
- ○ ○ ○ 運行管理者資格者証 訂正・再交付申請書（第3号様式）
- ○ ○ ○ 手数料（収入印紙270円）
 - ※収入印紙には「消印」をしないこと。なお、270円を超える印紙を貼付した場合は、申請書の枠外に「過納承知」と記載し、その付近に認印を押印又は署名してください。
- - - - 本人確認書類（自動車運転免許証のコピー又は住民票又は戸籍抄本（住民票及び戸籍抄本は、コピー不可））
- ○ ○ ○ 本人確認書類（自動車運転免許証の両面コピー（裏面に氏名変更の履歴がある場合のみ）又は戸籍抄本（コピー不可））
- ○ ○ ○ 返信用封筒（資格者証（A4サイズ）を折り曲げずに入れられるもの（角型2号等））
 - （宛先記入のうえ、切手460円分を貼付してください。簡易書留にて郵送します。）
 - ※返信用封筒は、運行管理者資格者証を窓口にて受け取りを希望する場合は不要です。
- - ○ ○ 現在お持ちの運行管理者資格者証の本紙

3. 交付までの期間

申請を受理してから、資格要件などの確認を行いますので**2～3週間程度**かかります。

※支局の窓口で直接お持ちになっても当日の交付はできません。

4. 申請書の入手方法

中部運輸局のホームページ（<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/>）

「自動車技術安全部」→「保安・環境課 運行管理・整備管理」→「各種申請・届出書」

5. 郵送及び問い合わせ先

愛知県 〒454-8558	名古屋市中川区北江町1-1-2	TEL: 052-351-5382
	愛知運輸支局 保安担当	FAX: 052-369-2997
静岡県 〒422-8004	静岡市駿河区国吉田2-4-25	TEL: 054-261-7622
	静岡運輸支局 保安担当	FAX: 054-262-4179
岐阜県 〒501-6133	岐阜市日置江2648-1	TEL: 058-279-3715
	岐阜運輸支局 保安担当	FAX: 058-270-1061
三重県 〒514-0303	津市雲出長常町字六ノ割1190-9	TEL: 059-234-8412
	三重運輸支局 保安担当	FAX: 059-238-1281
福井県 〒918-8023	福井市西谷1-1402	TEL: 0776-34-1603
	福井運輸支局 保安担当	FAX: 0776-34-2028